

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		外 -	外 -
		2,749	195,927,989
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		106	2,583,489
債 務 控 除 額		1,514	13,335,060
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		332	1,337,592
課 税 価 格	実	2,767	186,514,010
相 続 税 額	算 出 税 額	2,740	25,949,256
	2 割 加 算 額	222	204,753
	計	実 2,740	26,154,009
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	128	101,741
	配 偶 者	463	7,172,549
	未 成 年 者	24	6,180
	障 害 者	66	89,573
	相 次 相 続	98	411,661
	外 国 税 額	-	-
	計	実 738	7,781,704
差 引 税 額	実	2,388	18,372,306
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		23	105,017
小 計		2,383	18,267,289
農 地 等 納 税 猶 予 額		1	4,589
株 式 等 納 税 猶 予 額		5	44,766
申 告 納 税 額	納 付 税 額	実 2,382	18,251,380
	還 付 税 額	実 18	33,447
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		954	76,150,000

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税実績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 外書は災害減免法第6条の被害を受けた部分の価額を示す。  
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 18 年分	2,811	193,618,644	28,877,023	8,531,809	2,447	20,190,232	6	3,087	910
平成 19 年分	2,619	189,358,380	29,566,575	9,165,704	2,271	20,099,393	4	7,354	888
平成 20 年分	2,757	191,569,638	27,733,796	8,760,616	2,403	18,668,731	7	8,721	942
平成 21 年分	2,838	192,397,844	28,889,547	9,906,899	2,433	18,606,279	9	14,446	937
平成 22 年分	2,767	186,514,010	26,154,009	7,781,704	2,382	18,251,380	18	33,447	954

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
札幌中	42	3,217,746	39	268,583	14
札幌北	384	28,992,113	327	3,263,752	124
札幌南	378	27,324,922	331	3,157,711	132
札幌西	380	25,707,018	336	2,563,568	131
札幌東	189	13,841,078	161	1,432,361	66
函館	210	11,485,029	182	704,086	69
小樽	72	4,866,309	63	472,552	27
旭川中	68	5,181,789	62	475,429	26
旭川東	123	6,990,998	106	662,470	43
室蘭	74	4,352,815	67	312,274	27
釧路	72	4,582,964	57	285,265	30
帯広	188	12,544,956	152	1,226,484	58
北見	69	5,578,098	58	754,930	23
岩見沢	68	3,983,904	58	282,894	23
網走	55	3,481,716	44	363,549	22
留萌	20	1,037,414	17	66,531	6
苫小牧	87	5,638,372	75	451,083	33
稚内	32	2,094,240	27	194,117	13
紋別	39	2,453,345	35	246,118	13
名寄	18	1,084,668	17	78,948	6
根室	35	1,974,420	32	137,950	13
滝川	44	2,554,671	35	188,160	16
深川	18	1,444,418	16	295,892	4
富良野	5	294,797	4	13,668	3
八雲	11	687,386	6	23,963	5
江差	18	483,324	17	13,589	3
倶知安	43	2,879,378	35	187,030	14
余市	-	-	-	-	-
浦河	13	902,060	12	92,133	5
十勝池田	12	854,062	11	36,292	5
合計	2,767	186,514,010	2,382	18,251,380	954

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
本年分	申 告 額	人 2,767	千円 186,336,898	人 2,386	千円 18,254,206	人 954	
	修正申告による増差額	44	143,587	62	42,447	29	
	更正による増差額	-	-	-	-	-	
	更正等による減差額	24	33,525	35	45,273	16	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
	計	実 2,767	186,514,010	実 2,382	18,251,380	実 954	
過年分	申 告 額	109	4,405,525	93	292,340	48	
	修正申告による増差額	693	9,584,594	952	2,142,269	365	
	更正による増差額	3	138,926	4	22,849	1	
	更正等による減差額	130	1,883,643	157	569,832	87	
	決 定 額	1	47,640	1	8,958	1	
	計	実 924	12,293,042	実 1,185	1,896,583	実 429	
合 計	申 告 額	2,876	190,742,423	2,479	18,546,546	1,002	
	修正申告による増差額	737	9,728,181	1,014	2,184,715	394	
	更正による増差額	3	138,926	4	22,849	1	
	更正等による減差額	154	1,850,118	192	615,105	103	
	決 定 額	1	47,640	1	8,958	1	
	計	実 3,691	198,807,052	実 3,567	20,147,963	実 1,383	

調査対象等： 「本年分」は平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成21年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年11月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成20年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年7月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。  
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	4	64	18	3,230	-	-
過 年 分	628	130,321	77	22,066	82	287,105
合 計	632	130,385	95	25,296	82	287,105

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

## 5 - 2 課税価格階級別

### (1) 人員、課税価格及び税額

課 税 価 格 階 級	被相続人の数	課 税 価 格	左 の う ち		納 付 税 額	法定相続人の数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億 円 以 下	235	19,447,616	668,395	148,330	314,153	514
1 億 円 超	460	65,184,328	923,717	390,983	2,860,207	1,427
2 "	129	31,012,611	314,505	251,034	2,747,388	436
3 "	79	29,978,131	371,091	280,808	4,051,247	277
5 "	26	15,238,705	235,000	76,440	2,382,892	100
7 "	16	13,645,119	61,650	153,072	2,619,965	50
10 "	9	11,830,388	-	21,927	3,278,354	41
20 "	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合 計	954	186,336,898	2,574,357	1,322,592	18,254,206	2,845

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	9	53	83	65	25	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	2	47	92	162	104	35	11	5	-	2	-	-
2 "	1	9	20	40	38	17	1	1	1	1	-	-
3 "	-	3	12	31	22	6	3	-	-	1	-	1
5 "	-	-	3	6	12	3	1	1	-	-	-	-
7 "	-	1	3	8	3	-	-	1	-	-	-	-
10 "	-	1	1	1	2	2	-	1	-	-	1	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	12	114	214	313	206	63	16	9	1	4	1	1

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）に基づいて作成した。

（注）この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

### 5 - 3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	39	574,655
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	131	3,964,080
	宅地（借地権を含む。）	836	45,198,655
	山林	121	238,146
	その他の土地	232	1,997,778
	計	864	51,973,314
家屋、構築物		827	13,750,522
事業（農業）用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	95	328,953
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	13	91,046
	売掛金	24	51,984
	その他の財産	53	322,006
	計	127	793,990
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	247	9,998,928
	同上以外の株式及び出資	564	5,959,111
	公債及び社債	222	4,351,921
	投資・貸付信託受益証券	260	5,807,016
	計	739	26,116,976
現金、預貯金等		944	72,092,538
家庭用財産		597	439,981
その他の財産	生命保険金等	288	10,716,140
	退職金及び功労金等	96	3,891,645
	立木	44	48,519
	その他	812	15,951,221
	計	851	30,607,525
合計		947	195,774,846
相続時精算課税適用財産価額		78	2,574,357
債務		819	11,291,183
葬式費用		892	2,043,714
計		925	13,334,897
差引純資産価額		950	185,014,306
加算贈与財産価額 / 暦年課税分贈与財産価額		170	1,322,592
課税価額		954	186,336,898

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。